

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成27年4月3日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人日本動物ネットワーク京都

(2) 代表者の氏名

土岐 利加

(3) 主たる事務所の所在地

京都市東山区大和大路通り四条下ル三丁目小松町560番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、動物虐待や遺棄が増えるばかりか、それと連動するかのようになりつつある社会に対して、動物愛護及び適正飼育によって動物の命や感受性を尊重できるような啓蒙活動等を通して、人と動物がより良く共存できる社会実現への事業を行い、動物虐待や遺棄のない社会、ひいては人と動物が共に幸せに暮らせ、且つ人と動物が相互に助け合う社会を構築しながら、人が健全に育成される社会への実現を目指すことを目的とする。

2 申請年月日

平成27年3月20日

(文化市民局地域自治推進室)